

## 【法改正セミナー】

# 知らなかったじゃ済まされない！

# カスハラ & 就ハラ法改正対策セミナー

## ～2026年10月改正の全体像と 企業に求められる実務対応のポイントを解説～

近年、カスタマーハラスメント(カスハラ)や就活ハラスメント(就ハラ)が社会問題化しています。厚生労働省によると、企業の8割以上でカスハラが確認され、インターン中に就ハラを受けた学生も男女ともに約3割と高い割合を示しています。

こうした状況をふまえ、令和8年10月よりカスハラ・就ハラ防止措置が事業主に義務づけられますが、対応の必要性は認識しているものの、何からどのように手をつければよいのかと不安に思っておられる実務担当者も多いのではないのでしょうか。

そこで本セミナーでは、カスハラ・就活ハラに精通した社会保険労務士が、法改正の全体像と企業がとるべき具体策について、実例を挙げてわかりやすく解説します。



**日時** 令和8年8月7日(金) 13:30～16:30

**会場** 和歌山市 西コミュニティーセンター

**受講料** 会員 4,400円 一般 8,800円(消費税込み)

**定員** 定員20人(定員になり次第締め切ります)

和歌山県経営者協会 (担当:栗原)



和歌山市十番丁19番地 Wajima 十番ビル3階  
TEL:073-431-7376 FAX:073-422-0416  
E-mail:kuriharak@w-keikyo.com

**講師**

**平松 利麻 氏**

(トラヴェシア社会保険労務士事務所代表)



社会保険労務士、産業カウンセラー。  
厚生労働省 和歌山労働局で4年間、労働時間削減や  
年休取得率向上、ハラスメント防止等、県下企業の働  
き方改革に従事。産業・法律・行政・学術と1人で4  
つの視点を持つ特長を活かし、セミナーからコンサル  
ティングまで全国各地で幅広い活動を行っている。  
慶應義塾大学 SFC 研究所 所員(2019年度～現在)  
著書に「事例でわかる外食・小売業の労務戦略」  
(第一法規 2018) など。

セミナーお申込み FAX : 073-422-0416 (和歌山県経営者協会)

▼ 下記にご記入の上、このままFAXにてご送信下さい ▼

事業所名	
受講者氏名	所属・役職
TEL	メールアドレス (受講票送付先)
受講料について ※恐れ入りますが、開催日前日(8月6日)までに下記口座にお振込みください。 <b>紀陽銀行 本店営業部 普通預金 No.45306 和歌山県経営者協会</b>	



QRコードからも  
お申し込みいただけます

※ メールにて受講票をお送り致しますので、メールアドレスは忘れずにご記入ください。

※ 申込書に係る個人情報については、県経営者協会の個人情報保護管理規定等に基づき、厳正に管理させていただきます。